

各位

会社名 株式会社エー・ピーカンパニー
代表者名 代表取締役社長 米山 久
(コード番号：3175 東証一部)
問合せ先 専務取締役 杉谷 仁司
(TEL. 03-6435-8440)

食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社が運営する店舗「やきとりスタンダード 稲田堤店」(神奈川県川崎市多摩区)におきまして、カンピロバクターを原因とする食中毒事故が発生いたしました。

発症されたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様及び今後当該店舗をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

川崎市保健所の検査の結果が判明し、2019年11月25日付で行政処分の内容が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 食中毒事故の内容について

2019年11月15日、「やきとりスタンダード 稲田堤店」において、お食事をされた5名のお客様より、下痢、発熱の症状を呈しているという連絡がございました。これを受け、2019年11月20日、川崎市保健所の店舗立ち入り検査が行われ、内4名のお客様からカンピロバクターが検出された結果、当該店舗で提供した食事による食中毒であることが判明いたしました。現在、お客様は快方に向かわれていらっしゃいます。

2019年11月25日付で、川崎市保健所より当該店舗に対して3日間(2019年11月25日～11月27日)の営業停止処分を受けました。

2. 行政処分の内容について

処分店舗 : やきとりスタンダード 稲田堤店
所轄保健所 : 川崎市保健所
処分年月日 : 2019年11月25日
処分の理由 : 食品衛生法第6条第3号違反
処分解除年月日 : 2019年11月28日
病因物質 : カンピロバクター

3. 現行の衛生管理体制及び再発防止策について

当社及びグループ各社では、日頃より衛生管理の徹底を目的とした従業員教育及び社内体制の整備を推進しておりますが、この度このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。

今般の処分を厳粛に受け止め深く反省し、当該店舗においては川崎市保健所多摩支所のご指導に従い、店舗設備・食材並びに従業員の衛生管理等を改善いたします。加えて、今後の再発防止に向けて、改めて以下の通りの対策を講じ、全従業員が食の安全・安心の確保に努めてまいります。

- (1) 当社及びグループ各社の従業員に対する食材保管時及び調理時の衛生管理の再徹底
- (2) 当社及びグループ各社の従業員の健康管理チェックの再徹底
- (3) 上記を含めた衛生管理マニュアルの遵守徹底

なお、本件による業績に与える影響は軽微と考えておりますが、改めて開示が必要な場合には、別途速やかにお知らせいたします。

以上